

防災

令和元年6月1日

No. 154

消防署訓子府支署
訓子府消防団
危安協訓子府部会

ゴミの屋外焼却、野焼き等が原因となった火災が多発しています！

ゴミの屋外焼却は原則禁止されており、焼却禁止に違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金となります（廃棄物処理法第25条）

屋外焼却は廃棄物の不適正処理であり、ダイオキシン等の有害物質の発生により人の健康や自然環境に深刻な影響をあたえます。また、近年北見地区消防組



合（北見市、置戸町、訓子府町）においてもゴミの焼却、野焼き等から火災につながった事案が数多く発生しています。

（裏面に組合内で発生した火災事案を掲載しています）

全国標語

ひとつずつ いいね！で確認 火の用心

組合標語

消したはず 油断の心が 火事のもと

【火事・救急・救助は 局番なし『119番』】

今年度組合内(北見市、置戸町、訓子府町)で発生した屋外焼却、野焼き等から火災につながった事案

平成31年4月

屋外に設置されていた焼却炉を使用しゴミ焼きを行っていたところ、ゴミが風にあおられ車庫、車両一台、住宅一部、草地約500㎡を焼損

平成31年4月

あぜ焼きをしていたところ燃え広がり、周辺草地約1,000㎡を焼損

平成31年4月

屋外に設置していた土管でゴミの焼却をおこなっていたところ火の粉がとび、庭約50㎡を焼損

平成31年4月

庭先で枯草を焼いていたところ燃え広がり庭先を焼損

平成31年4月

庭先でガスバーナーを使い枯草を焼いていたところ燃え広がり庭約20㎡を焼損

平成31年4月

土管でゴミを焼却していたところ燃え広がり周辺約900㎡を焼損

令和元年5月

屋外焼却炉でゴミを焼却していたところ、周囲に燃え広がり、物置を焼損(全焼)